

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東京海上スポーツ財団(以下「この法人」という。)の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。(東京海上日動火災保険株式会社の役職員は除く。)

- 2 常勤役員の報酬は月次とし、非常勤役員等に対しては評議員会、理事会出席の都度、定額を支払う。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 4 役員等の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金等を支給する。(常勤役員及び東京海上日動火災保険株式会社の役職員は除く。)

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員の報酬」に基づき、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、別表第2「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。
- 3 退職慰労金等は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 4 非常勤役員等の退任にあたっての謝礼は、別表第3「非常勤役員等の退任謝礼」に定める額の商品券とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年額報酬額を定める場合も含め、月額をもって支給するものとし、支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。非常勤役員等にあつては、評議員会、理事会出席の都度、支払うものとする。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の

あった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

別表 第1 「常勤役員の報酬」

常勤役員の報酬は年額1000万円以下とする。

個々の理事についての報酬額は、理事長が理事会の承認を得て決定する。

別表 第2 「非常勤役員等の報酬」

評議員会、理事会出席の都度、謝金として一人一律3万円。

別表 第3 「非常勤役員等の退任謝礼」

在任期間	商品券の金額
5年未満	3万円
5年以上10年未満	5万円
10年以上	10万円

(注記)

平成23年6月22日改定 常勤役員に対する退職慰労金の支給の廃止
第3条第7項修正、第4条第3項第4項第5項削除、別表第3削除